

別紙

答申第155号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、適用除外として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和2年3月12日に本件審査請求人より、条例第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「〇〇年度から島根県が当事者になった民事訴訟に関する公文書の全て（訴状、答弁書、準備書面、陳述書及び判決を含む）」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、「公開請求に係る公文書は、内容が大量であり、公開・非公開部分の判断について検討協議に時間を要し、決定期間内及び公開請求があった日から起算して45日以内に決定することが困難であるため。」として、令和2年3月25日付けで公開決定等の期間特例延長を行った後、〇〇〇年中の民事訴訟事案に係る公文書1件分について、同年4月27日付けで次の理由により非公開決定を行った。
刑事訴訟法第53条の2（情報公開法等の適用除外）に規定する「訴訟に関する書類」であり、島根県情報公開条例第38条（適用除外）の規定により、同条例の規定が適用されないため、公開請求があっても公開することができないため。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として、令和2年5月11日付けで審査請求を行い、同年6月11日付けで審査請求書の補正を行った。
- (5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、令和2年9月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件対象公文書の公開

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 当該文書は刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」ではないため公開しなければならない。

イ 刑事訴訟法第53条の2は、裁判所が保管している書類にしか適用しない。都道府県が保管している公文書に適用しない。

ウ 仮に刑事訴訟法第53条の2は適用しても、「証拠説明書」に添付の乙第1号証とは「訴訟に関する書類」ではない。当該公文書は、脅迫罪に関する取調べ状況報告書である。

エ 当該事案について、起訴されなかったため「訴訟」はないため当該公文書は「訴訟に関する書類」にならない。

したがって、当該公文書は民事訴訟法第91条により公にされているため、島根県は条例第7条第2号アに従い、公開しなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 刑事訴訟法第53条の2第1項において、「訴訟に関する書類」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は適用しない旨規定されている。これに加えて、条例第38条において、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定が適用されないこととされた公文書については、同条例の規定は適用しない旨が規定されている。したがって「訴訟に関する書類」については、条例の規定が適用されないこととなる。

本件決定は、本件対象公文書が「訴訟に関する書類」に該当することを理由として行ったものである。

- (2) 刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる。

また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

「訴訟に関する書類」の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、「訴訟に関する書類」の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び条例の適用が除外されるものであると判断する。

- (3) 取調べ状況報告書は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項の規定により、被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取調べた時に、当該取調べを行った日ごとに速やかに作成が義務づけられているものである（同規則別記様式第16号）。そして、取調べ状況報告書を作成した場合において、被疑者又は被告人がその記載内容を確認したときは、それを証するため取調べ状況報告書の確認欄に署名押印を求めるものであり、作成後は事件記録に綴られる。

本件対象公文書は、本件対象公文書に係る民事訴訟事件の原告の取調べを行った際に警察官が作成したもので、原告の氏名、生年月日、罪名、取調べ年月日、取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名等が記載された上、原告の署名押印がなされたものであるから、捜査の過程で作成されたものであり、明らかに、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、民事訴訟事件の証拠書類として裁判所に提出された、取調べ状況報告書である。

審査請求人は、本件公文書は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」ではないため公開しなければならないと主張している。一方実施機関は「訴訟に関する書類」に該当し、条例が適用されないと主張している。

当審査会としては、本件対象公文書が、条例第38条に該当するものとして、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」にあたるかどうか検討する。

(3) 条例第38条について

条例第38条では、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。

これは、行政機関の保有する情報の公開に関する関係法律の整備等に関する法律において、登記、特許、刑事訴訟手続の制度など公文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合は、その取扱いを当該制度に委ねることが適当であると判断され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の適用を除外することとされていることから、条例においても、国の制度との整合を図るため、適用除外の規定を設けているものである。

「訴訟に関する書類」を情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、公開により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続に委ねることとしたものである。

(4) 「訴訟に関する書類」該当性について

ア 審査請求人は、刑事訴訟法第53条の2は、裁判所が保管している書類にしか適用しない旨を主張しているが、同法第47条に規定される「訴訟に関する書類」の保管者は裁判所・裁判官に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれるとされていることから、実施機関が保管している「訴訟に関する書類」も適用となる。

イ 審査請求人は、当該事案は起訴されなかったので「訴訟」はないため、当該公文書は「訴訟に関する書類」に該当しない旨を主張している。

一方、実施機関は、本件対象公文書は被疑事件に関する捜査の過程で作成されたものであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないため非公開とした旨主張している。

刑事訴訟法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類」及び押収物については情報公開法の規定を適用しない旨を規定しており、同項に定める「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限らず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。

取調べ状況報告書は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を根拠に被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取調べた時に作成が義務づけられるものであり、被疑事件に関して作成された書類であることから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

ウ 当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書が民事訴訟における証拠書類として裁判所に提出されたもので、取調べ状況報告書の写しに書証番号が追記されたものであった。したがって、実施機関が保管する本件対象公文書は実質的に取調べ状況報告書原本と同一性があるといえるため、「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第176号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 2年 9月18日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 4年 4月21日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 5月26日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 6月16日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 9月30日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 10月27日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 1月12日 (審査会第6回目)	審議
令和 5年 3月 1日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会